

板橋区住宅リフォーム支援事業について

1. 支援事業の概要

支援事業は、住宅リフォームという共通項をもった区民、区内事業者、区内金融機関、板橋区とを以下の支援項目で結ぶ支援事業の総称である。

板橋区リフォーム事業者登録事業（提携先 財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター）
板橋区リフォーム融資紹介事業
ア 耐震型 イ バリアフリー型 ウ 登録事業者型（一般型）
リフォーム講習会
リフォーム相談・情報提供サービス
リフォームコンクール

2. 主な支援事業項目

板橋区リフォーム事業者登録事業（提携先 財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター）

【事業内容】

財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下「センター」という。）が運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」の活用した制度とする。

（登録）

「リフォネット」に登録されたリフォーム事業者のうち、以下の条件に該当するもので、区の制度への登録を希望するものを板橋区登録事業者として区民にその情報を紹介する。

- 本店、支店及び営業所が区内に存するもの
- 個人にあつては、住民税又は個人事業税のほか義務付けられている税が、法人にあつては、代表者の住民税及び法人事業税のほか義務付けられている税が滞納されていない者
- 板橋区の契約指名停止をうけていない者

（活用）

- 窓口で登録事業者の検索要望をうける。
- ホームページ上での検索をすることができる。
- 住宅相談会で、登録事業者によるリフォーム相談コーナーを設けるなど、登録事業者の積極的活用を図る。

板橋区リフォーム融資紹介事業

【支援内容】

耐震型、バリアフリー型、登録事業者型の各タイプとも、板橋区民が区内事業者（板橋区リフォーム事業者登録事業により登録されている事業者）を利用し施工するリフォームに対して、区内の金融機関でリフォームローンによる融資を受ける場合、以下の金利などについて各金融機関と協定を締結し優遇適用を受ける。

- 一般向けリフォームローンの適用金利から協定による金利優遇の適用（例 0.2%～0.7%）
- 融資限度額の引き上げ等

【協定の締結】

優遇内容については、各金融機関の考え方に基づき、区としての考え方は、前述の支援内容、各タイプ別の内容に加え、各金融機関が商品性を考え独自色をだすものとしてさらに加えられる内容がある場合には、板橋区と協議のうえ協定の中で内容を定めれば可能である。

リフォーム講習会の実施

「板橋区住宅リフォーム支援事業」創設記念講習会の実施

開催日時：平成 17 年 4 月 22 日、開催場所：板橋区立グリーンホール（旧産文ホール）2 階

参加対象：板橋区登録事業者、参加人数：16 社、21 名

「戸建住宅の居ながらリフォーム工事」のポイントや板橋区リフォーム支援事業の概要を説明